

44 京都・島根ジフテリア予防接種禍に ついての京都府記録とGHQ文書

渡部 幹夫

昭和二三年七月、連合国占領下の日本で、世界に例を見ない強力な予防接種法が施行された。同年十一月京都府、島根県において、ジフテリア予防接種後にジフテリアトキシンによる症状を発症して死亡者計八三名を数えた事故があった。

この事故は、ジフテリア・トキシイドに原因があることが判明した。ホルマリンによる無毒化がされていない製品に無毒化後の製品と同じロット番号が付けられ検定を終了したとされる。当該トキシイドの使用中止、ジフテリア予防接種の中止に引き続き全予防接種は同年十二月総司令部公衆衛生局（PHW）により無期限停止とされ、日本製の注射用のワクチンおよび血清が全て回収、

再検査された。全国四一カ所の生物学的製剤製造所の査察後、昭和二四年四月優良十社のみに製造許可が与えられた。予防接種の再開は昭和二四年二月である。

本事故について、当時の全国紙の報道は乏しく、国民の関心は低かったのかと考えられる。また、厚生行政の通史の中にも記載が少ない。しかし京都府は昭和二五年三月に「京都ジフテリア予防接種禍記録」を発行しておりGHQ/SCAP文書にもDiphtheria Toxoid Immunization Incident—Kyotoが存在する。本事故について、被害者への医療と、京都府と政府の対応、PHWの考え方を検証した。

京都府において、十一月四日、五日に接種を受けた者に局所の発赤、腫脹、疼痛、全身発熱等を訴え十一月八日保健所を受診した者が多数あった。同一の検定番号のトキシイド接種者に限られたため、その回収と検査を行いジフテリアの予防接種を中止した。十一月十四日には犠牲の死亡者があり、各種の治療にも拘らず、同一ロット番号の被接種者七六四二人中六〇六人がジフテリア毒素による中毒と認定され六八人が死亡した。その他にい

わゆる通常の副作用と認定されたものが三二九名あった。製造者および検定者が起訴され製造者は有罪判決を受けている。

この事故に関するGHQ文書の中の二つの文書を紹介する。一つは、十二月六日、PHW供給課長による Conference of Inspectors of Biological Preparations である。この文書では日本の予防接種法が世界で最も良いものであるにもかかわらず、日本の製造した劣悪な質の悪い製品により子供の死亡事故がおこったことを遺憾として、日本の不名誉であるとしている。このような事故は防がなければならないが、予防接種に伴う事故がつけば国民は予防接種法の廃止を求めてくるであろうことを危惧する内容であり、日本当局に解決策を求めている。もう一つは一九四九年二月十日の The Union of Sufferers from Anti-diphtheria Injection (ジフテリア予防接種種禍被害者同盟) 議長による、PHWサムス局長の京都の病院視察を感謝する手紙と声明文である。声明文は日本の医薬品の劣悪なこと、医師が副反応を患者のせいにする、製造販売者が利益第一主義であること、

国家の賠償が不十分なことを述べている。同時に内閣がこれらの問題に真剣に取り組んでいないことを強調して、予防接種法を遵守した者に起こった事故に対する保障が充分でないことは、法治国家としての基盤を危うくするとしている。国家が衛生、製薬、臨床科学を進展させるのであれば被害者は日本をよくするための貴重な犠牲者としてあきらめる。そうでなければ国家と戦う決意があり、PHWから強く、日本政府に働きかけて欲しいという内容である。被害者にはその後、注射禍弔慰金または被害者補助金が交付されている。

世界で最も強力な予防接種法に対する問題意識は当時の資料にはない。医学界の反応も予防接種に伴う問題の本質に迫るものは見られない。日本の予防医学の歩みの中で京都・島根のジフテリア予防接種禍は大きな事件であるが、その史的検討が乏しいと考え報告する。

(順天堂医療短期大学)